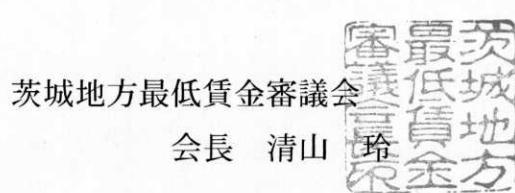


令和3年10月15日

茨城労働局長
下角 圭司 殿



茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年9月6日付け茨労発基0906第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃又は片付けの業務

　ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃額

1時間 975円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日